

国産プラスチック原材料用の利用促進のための政府所有米穀の特別販売
要領の運用について

令和 8 年 7 月 13 日
農林水産省農産局

国産プラスチック原材料用の利用促進のための政府所有米穀の特別販売要領（令和 5 年 9 月 26 日付け 5 農産第 2263 号農産局長通知。以下「特別販売要領」という。）の運用については以下のとおり定める。

- 特別販売要領第 4 の規定にかかわらず、令和 8 年 10 月期から令和 9 年 9 月期における年間販売限度数量については、令和 6 年 10 月期から令和 7 年 9 月期の国産米のプラスチック用への使用実績数量（見込み分を含む。）又は国産米のプラスチック用年間予定使用契約数量のいずれかの 8 倍とする。